

建築基準法第 85 条第 5 項の規定による許可申請書の提出について

1. 申請書提出部数

- ・ 法第 6 条第 1 項第 1～3 号 : 4 部 (正本、副本、市控、消防) ⇒ 許可権者 : 岐阜県知事
- ・ 法第 6 条第 1 項第 4 号 : 3 部 (正本、副本、消防) ⇒ 許可権者 : 多治見市長

2. 添付図書 (省令第 1 条の 3 第 1 項の表の (い) 項及び (ろ) 項

- ① 申請書かがみ ⇒ 省令第 44 号様式
- ② 付近見取図
- ③ 配置図
- ④ 各界平面図
- ⑤ 立面図、断面図
 - ・ 各 2 面以上
- ⑥ 公図の写し
 - ・ 申請地を朱書きすること
- ⑦ その他東農建築事務所長 (多治見市長) が必要と認めて求める書類
 - ※ 2 m を超えるがけがある場合の断面図など
- ⑧ 審査手数料納付書 : 正本に添付すること